



自転車社会の環境改善を目指して No.68

自転車通勤で会社は強くできるか!!

⑥「自転車通勤における通勤交通費の考え方」



文 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 会員 松浦 是

自転車活用推進研究会 事務局：
〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 自転車総合ビル 4階
TEL 090-5301-3207 FAX 03-6409-6803
URL <http://www.cyclists.jp/>

『自転車通勤で会社は強くできるか!!』と題して、企業などが取り組む自転車通勤の推進について寄稿させていただきます。

今回は、自転車通勤における通勤交通費の考え方について考察してみました。

自転車通勤の通勤交通費の概念

自転車通勤は費用が発生しないものだと思われているかも知れませんが、実際には自転車の減価償却費、メンテナンス費、駐輪場代などの費用が発生します。その為、会社として自転車通勤を推進していく上で、これらの費用を補える明確な算定基準を設ける必要があります。

特に自転車のメンテナンスは、自転車通勤を安全で快適に続けるために必要なもので、自転車通勤者の安全に対する意識を高める効果があります。

自転車通勤の通勤手当は、単なる福利厚生費ということではなく、自転車通勤から得られる健康増進、環境保全、災害時の代替交通手段といったメリットに加え、健康増進による「業務の効率化」や「生産性の向上」という『健康経営』の実践にも繋

がるため、「経費」ではなく「投資」と考えるのが適切でしょう。

自転車通勤の通勤交通費の算定

自転車通勤の通勤交通費の算定方法として、下記の①～④の費用を組み合わせて算出する方法を考案しました。より多くの社員が「自転車通勤を始めてみよう」と思える算定方法の策定に役立てられると思います。

①自転車の減価償却費

自転車の法定耐用年数は2年ですが、実際の使用可能期間と大きく異なるため、自転車の購入価格から耐用走行キロ数を勘案して、1km当たりの償却費を算定することとします。

個人差はありますが、例えば、3万円で購入した自転車は15,000km、15万円で購入した自転車は75,000km程度使用できると想定し、2円/km程度とすることとします。

②メンテナンス費

自転車のメンテナンス費用の算定は、スポーツ自転車のタイヤ、チューブ、ワイヤー類、チェーンなどの消耗部品の交換サイクルと交換・調整費用などより、1km当たりのメンテナンス費用を算出することとします。

表1のように、個々の交換部品と交

換サイクルから集計すると10円/km程度とするのが適当と判断します。

③労力費(健康増進、環境保全等の加算)

自転車はクルマと違ってガソリンなどの燃料を消費しない代わりに、自転車利用者自身の労力(運動)によって移動することができる乗り物です。そのため、健康増進だけでなく環境保全という社会貢献にも繋がる効果があります。この自転車通勤者の労力を補う考え方として、自転車通勤の通勤距離や通勤時間から時間手当を仮定して、1km当たりの労力費を算出することとします。

減価償却費とメンテナンス費は想定される実費を換算したものです。それに対して、この労力費は自転車通勤を推進するための手当と考えるのがよいでしょう。また、自転車通勤の距離によって差をつけるべきでないと考えられる場合は、一定額を手当とすることもよいでしょう。表2のように、労力費は10円/km程度が適当と判断します。一定額を手当とする場合は3,000～5,000円/月程度が適当と思われます。

④駐輪場代および自転車保険

駐輪場は会社が用意した以外の駐輪場を使用する場合があります。この場合の駐輪場代は実費を支給するのが適当と考えられますので、駐輪場の領収書などで精算または支給す

表1

スポーツ自転車のメンテナンス内訳	交換サイクル (km)	費用 (工賃含む)	1km当たりの費用
タイヤ、チューブ、リムテープ交換(前後)	3,000	11,000	3.6円/km
チェーン、スプロケット、パーテープなどの交換	5,000	10,000	2.0円/km
ワイヤー類、ブレーキシュー、ブーリーなど交換	10,000	10,000	1.0円/km
チェーンリンク、BB、ヘッドパーツ交換	20,000	15,000	0.8円/km
日常メンテナンス(清掃、空気圧調整、注油など)	200	500	2.5円/km
その他消耗品(電池交換、潤滑油など)	10,000	1,000	0.1円/km
合計			10円/km

表2

通勤距離 (片道)	月間通勤距離 (20日/月)	所要時間 (15km/h)	仮定時間手当額		
			100円/h	150円/h	200円/h
5km	200km	13時間20分	1,333円/月	2,000円/月	2,667円/月
10km	400km	26時間40分	2,667円/月	4,000円/月	5,333円/月
15km	600km	40時間	4,000円/月	6,000円/月	8,000円/月
20km	800km	53時間20分	5,333円/月	8,000円/月	10,667円/月
自転車通勤の労力を時間手当計算した1km単価			6.66円/km	10.00円/km	13.33円/km

表3

内訳	1km当たり	片道10kmの場合	片道20kmの場合
①減価償却費	2円/km	800円/月	1,600円/月
②メンテナンス費	10円/km	4,000円/月	8,000円/月
③労力費	10円/km	4,000円/月	8,000円/月
合計	22円/km	8,800円/月	17,600円/月
④駐輪場代		実費	
健康増進手当等(③労力費の替わり)		3,000～5,000円/月	

(労力費10円/km、20日/月として計算)

るのがよいでしょう。

自転車保険への加入は、各自治体が義務化する方向に進んでいますので、自転車通勤者に対して自転車保険への加入を義務付け、保険料は個人負担とするのが適当でしょう。

上記の①～④の算定例をまとめると表3のようになります。

自転車通勤の通勤交通費は、マイカー通勤の通勤交通費よりも優遇されるように、労力費で調整していただければと思います。

都市部と地方部の考え方の違い

公共交通機関の発達した都市部では、公共交通機関を利用した通勤が一般的であるのに対して、地方部ではマイカー通勤が一般的です。そのため、都市部と地方部では異なる通勤交通費の算定方法が考えられます。

都市部においては、公共交通機関を利用した通勤から自転車通勤に移

行した場合、先に説明しました1km当たりの通勤交通費を算定する方法とは別に、公共交通機関を利用した場合の通勤定期代を自転車通勤の通勤交通費とする方法があります。悪天候や業務都合などによって自転車通勤のできない場合に代替交通として公共交通機関を利用することになりますので、都市部においては公共交通機関の通勤定期代を自転車通勤の通勤交通費とする合理性はあると考えます。また、自宅から勤務先までの全行程を自転車通勤するのではなく、部分的に公共交通機関を利用する場合などにも合理的な方法と考えられます。

地方部においては、都市部と違って代替交通機関は主にマイカーになりますので、1km当たりの通勤交通費を算定する方法を自転車通勤の通勤交通費とするのが適切でしょう。ただし、代替でマイカー通勤した場合、駐車場の確保などの問題があり

ますので、状況に応じて乗り合い通勤などができるように準備しておく必要があります。

通勤交通費の課税について

自転車通勤の通勤交通費は、マイカー通勤と同様に通勤距離に応じた非課税限度額が定められています。この非課税限度額を超えて支給された部分については、給与所得として課税対象になります。

マイカー通勤の場合、この非課税限度額を通勤交通費として定めている会社もありますが、非課税限度額の通勤距離の設定幅が大きく、自転車通勤にこの非課税限度額を通勤交通費とすることは適さないと判断します。

2017年5月に施行されました『自転車活用推進法』の基本理念は、自転車の活用を推進することにより、①国民の健康増進、②環境への負荷の低減、③災害時における交通機能の維持などです。これに対して企業などが取り組む自転車通勤の推進は、この法律との親和性が非常に高いといえます。そのため、自転車通勤の通勤交通費は全額非課税、または、公共交通機関を利用した場合と同等程度の課税とすることが望ましいと考えます。今後、自転車通勤の通勤交通費の減税化/非課税化に向け、国に働き掛けたいものです。

2018年6月に国から公表されました「自転車活用推進計画」は、企業活動における自転車通勤や業務利用の拡大に加え、自転車通勤への通勤手当の支給についても指針が出されています。今回紹介させていただきました通勤交通費の考え方は、自転車通勤の推進のために役立てていただけることと考えております。 **PP**